決裁	委員長	職務代理	委　員	委　員	7杉選第438号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式HPへ掲載します。

令和８年第９回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和８年３月２日（月）　午前10時00分から　午前11時30分まで			
出席者	委　員	与島委員長、小井委員長職務代理、島田委員、今井委員		
	事務局	石田局長、井澤次長、小川選挙法規担当係長		
開催場所		選挙管理委員会室	傍聴人	無

会議の結果及び主な発言	議　案　等		結果
	議案第23号	選挙人名簿の定時登録について	決定
	議案第24号	在外選挙人名簿の登録について	決定
	議案第25号	杉並区長選挙・杉並区議会議員補欠選挙執行計画について	決定
	議案第26号	杉並区長選挙等における選挙時登録の基準日等の告示について	決定
	報告事項9－1	選挙人名簿抄本等閲覧状況について	了承
	報告事項9－2	令和８年度当初予算(内示額)について	了承
	報告事項9－3	令和８年４月選挙管理委員会日程表	了承
	その他		―

委員長	これから令和８年第９回の定例会を開催します。
委員長	本日、議案が４本、報告事項が３本ございますが、まずは、議案第23号、議案24号について御説明をお願いいたします。
次長	まず、議案第23号です。選挙人名簿の定時登録について、令和８年３月の選挙人名簿の定時登録を行います。根拠法令は、記載のとおりになります。登録基準日令和８年３月１日、登録日が令和８年３月２日になります。投票区別の選挙人名簿の登録者一覧は、別紙１のとおりになっております。 新規登録者が2,955名、抹消者が3,323名となります。直接請求に要する法定数の告示が別紙２となってます。 別紙３に、告示後、区長あてに法令数の通知文を添付しております。また東京都選挙管理委員会へ報告が別紙４になり、東京都のフォーマットに基づいて報告を行う表を添付しております。議案第23号については以上となります。 続いて議案24号です。こちらは、在外選挙人名簿について、在外公館及び

	移転登録等の在外選挙人証の交付を行うものになります。根拠法令は記載のとおりです。こちらも登録日は、令和８年３月２日になります。 新規登録者が、22 名で男性 15 名、女性７名の新規登録者です。登録を受けなかった者については 0 名となっております。登録抹消者は 17 名で、男性 10 名、女性７名となります。合計の登録者総数は 1,446 名になります。
委員長	ただいま議案 23 号、24 号について、御意見御質問等ございましたらお願いいたします。
今井委員	27 区、８区とも若干減ったようすね。
委員長	議案 23 号、24 号については、よろしいでしょうか。はい。了承ということで、続いて起案 25 号、26 号あわせてお願いいたします。
次長	まず議案 25 号についてです。 令和８年６月 28 日に執行いたします、杉並区長選挙、杉並区議会議員補欠選挙の執行計画案になります。 まず１ページ目は、選挙期日の告示日及び選挙期日を載せております。告示が令和８年６月 21 日、選挙期日（投票日）が令和８年６月 28 日となります。選挙すべきです数は、区長が１名、区議会議員は現時点では１名となっております。 執行要領として、今回の選挙の選挙長及び同職務代理者は、選挙長が小井委員長職務代理です。同職務代理者は今井委員となります。 立候補届出受付日が、令和８年６月 21 日（日）告示日の午前８時半から午後 5 時までになります。受付場所は、区長選挙が区役所西棟 6 階第 7 会議室で、区議会議員補欠選挙は、区役所西棟６階第５・６会議室としています。 項番３は、届出順位の決定、立候補予定者説明会及び事前審査の日程等について記載しております。 項番４では、選挙人名簿選挙登録の基準日として、令和８年６月 20 日（土）、登録日も同じく令和 8 年 6 月 20 日になります。新たに登録されるものとして、年齢要件は、平成 20 年６月 29 日以前に生まれたものとなり、住所要件としては、令和８年３月 20 日金曜日までに、住民基本台帳法に基づく転入届出をし、引き続き杉並区内に住所を利用する者が住所要件となっております。
選挙法規担当係長	項番５からの説明させていただきます。 選挙運動費用支出制限額についてですが、こちらは選挙人名簿選挙時登録者数に基づき算出し、告示日においてその額を告示するものになります。算出式は、それぞれ、杉並区長選挙、杉並区議会議員選挙補欠選挙について、(1) (2) で記載をさせていただいております。参考としまして、令和７年 12 月１日現在の選挙人名簿登録者数に基づき試算をいたしますと、杉並区長選挙につきましては 1,860 万円、杉並区議会議員補欠選挙については、660 万円となる見込みです。選挙時登録者数に基づいて改めて算出すことになりますが、いずれの選挙においても、上記で示した算出式からすると、杉並区長選挙が、選挙人名簿登録者数掛ける 81 円と、310 万円掛ける５（固定費掛ける５倍の金額）を比較した場合に、選挙人名簿登録者数掛ける 81 円の単価のほうが大きくなると思われますので、杉並区長選挙におきましては、1860 万円となる見込みです。 杉並区議会議員補欠選挙におきましても、算出式を示しております。選挙人名簿登録者数を定数の 48 で割り、それに 501 円の単価を掛けた金額のほうが、220 万円（固定額の２倍の金額）よりも大きくなる見込みですので、杉並区議会議員補欠選挙につきましても、限度額につきましては 660 万円となる見込みです。

	続いて表示物等の色では、今回、杉並区長選挙、杉並区議会議員補欠選挙において、各選挙に対する表示物等の配布予定のものを記載しております。この共通の表示物としては、自動車用表示物、拡声機使用表示物、乗車用の方の腕章、街頭演説用標旗、街頭演説従事者用腕章、こちらをそれぞれ選挙ごとに準備をする予定です。ビラ証紙については、杉並区長選挙は、1 万 6000 枚、杉並区議会議員補欠選挙は、4000 枚を上限として用意する予定です。杉並区長選挙においては、確認団体用の政治活動用の表示物として、自動車用表示物と、ポスター証紙、政談演説会告知用の立札、看板類の証紙を準備する予定です。 項番 7 の、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター作成費及び、選挙運動用ビラ作成費の公営に係る執行計画ですが、それぞれ候補者の方から届出た、各契約に関する公費負担額の限度額を上限として、請求金額を業者に支払う制度になります。まず（1）選挙運動用自動車使用契約に係る公費負担の限度額ですが、①自動車一般運送契約、ハイヤー契約等に対する限度額ですが、1 日当たり 6 万 4,500 円掛ける選挙運動期間の 7 日間で、上限額は 45 万 1,500 円となります。①の契約が締結されていない日において、(2) から (4)、かかる契約をされている候補者の方に対しては、自動車の借入れ、リース契約に関する限度負担額が、1 日当たり 1 万 6,100 円掛ける 7 日で上限額としては 11 万 2,700 円になります。 燃料供給の契約については、7,700 円掛ける選挙運動期間の 7 日間で、上限額として 5 万 3,900 円になります。 運転主の雇用契約につきましては、1 日当たり 1 万 2,500 円掛ける 7 日間で 8 万 7,500 円になります。 (2) 選挙運動用ポスター作成契約の公費負担限度額の算出式は、ポスター1 枚当たりの単価については、記載のとおり 1 枚当たりの単価は 1,155 円となる見込みです。 負担限度額については、1 枚単価、1,155 円掛けるポスター掲示場の数 529 枚を上限として、61 万 995 円となる見込みです。 (3) 選挙運動用ビラ作成契約に係る公費負担の限度額ですけれども、それぞれ杉並区長選挙、区議会議員補欠選挙、1 枚当たりの単価は 8 円 38 銭となり、それぞれビラ配布の上限である、区長選挙においては 1 万 6,000 枚、上限額としては 13 万 4,080 円。区議会議員補欠選挙については、配布の上限が 4,000 枚になりますので、上限額については 3 万 3,520 円となる見込みです。 公費負担の請求可能な候補者の供託物没収点以上の投票を得た場合について、公費負担の請求を頂けることになり、それぞれ選挙ごとに供託物没収点の算出式を掲載しております。こちらの計算式に基づき、実際の有効投票総数に応じて計算をすることになりますが、前回、令和 4 年執行時の供託物没収点を参考に掲載しております。前回選挙では、杉並区長選挙で、17,278.700 票。杉並区議会議員補欠選挙は、352.600 票でした。 今回の執行時に、どのぐらいの有効投票総数があるかによってこの数値は変動してくるかとは思いますが、参考数値として例示をしております。 続いて項番 8 番の選挙運動用通常はがきの郵送料の公営について、選挙運動用通常はがきの郵送料を無料にできる枚数が、区長選挙については 8,000 枚、杉並区議会議員補欠選挙については、2,000 枚で予定しています。 ポスター掲示場の設置については、過去の選挙と同様で、設置数は 529 か所となる見込みです。設置時期としては、告示日 6 月 21 日から掲示ができるよう設置をする予定です。 ポスター掲示場の掲示区画の番号につきましては、杉並区の選挙執行規程に

	基づき、掲示区画に付す番号は、くじによる決定を行う予定です。日時は、令和8年4月21日に予定しております。定例会においてくじを実施して、ポスター掲示場の掲示区画に付す番号を決定させていただきます。 続いて、選挙公報の発行につきまして、候補者の方の申請期限として6月21日（日）告示日の午後5時までとなっております。 掲載順序を決めるくじの方法は、午後 5 時から選挙管理委員会室で実施をしまして、選挙公報の掲載順序を決定する予定です。 配布方法といたしましては、配布の開始が6月23日火曜日頃から予定しております。また補完措置として、本庁舎などの区施設の窓口、鉄道各駅に置いてある広報スタンド、郵便局の窓口にも配布させていただき補完措置をとる予定です。 また、各戸配布に合わせまして、杉並区公式ホームページ上でも、PDF ファイルで、選挙公報を掲載する予定です。 項番11の氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う日時及び場所ですが、こちらも6月21日（日）の告示日に、選挙公報の掲載順序のくじが終了後、氏名等掲示の掲載順序のくじを予定しています。 項番12、投票用紙の様式等ですが、規格、体裁、、用紙の色、文字等の色は記載のとおり定めさせていただきました。内容としましては前回令和 4 年執行時と同様の内容でございます。 投票用紙の交付順序は、まず、杉並区長選挙の投票用紙を先に交付をし、投票後、杉並区議会議員補欠選挙の、投票用紙を交付して投票をして頂く流れで、用紙交付の順序を予定しています。 項番13番、投票の日時ですが、令和8年6月28日日曜日、午前7時から午後8時まで。 項番14番、期日前投票・不在者投票の期間は記載のとおりです。 投票できる期間・時間帯は、告示日の翌日、6 月 22 日月曜日から投票日の前日6月27日土曜日までとなり、時間は午前8時半から午後8時までとなります。郵便投票、郵便等による不在者投票の請求期限は、令和8年6月24日水曜日、午後5時となります。 期日前投票所不在者、投票の場所につきましては、こちら記載させていただいた一覧のとおり、杉並区役所本庁舎のほか出先機関でも、14か所の施設で期日前投票所を設置する予定です。 項番15番、開票の日時等ですが、今回、開票事務と選挙会事務を合わせて実施をさせていただく予定です。選挙立会人の届出期限としては、6 月 25 日木曜日午後5時を締切りとして、そのあと、立会人のくじで決定等を行う、委員会を開催する予定でいます。 開票日は、投票日の翌日の6月29日月曜日、午前8時40分から開始の予定です。開票場所は杉並区立荻窪体育館で、開票の順序としては、区長選挙及び、区議会議員補欠選挙、同時に開票を進める予定です。 16番、啓発事業について後ほど別紙2で説明をさせていただきます。 17 番、投開票速報につきましては、記載のとおりですが、投票速報につきましては、午前8時に第1回目の速報を行いまして、以後、1時間ごとに行う予定です。午後8時（最終回）の速報につきましては、最終の投票者数が確定次第、実施をする予定です。 開票速報につきましては、それぞれ杉並区長選挙、区議会議員補欠選挙とも、記載のとおりで、区長選挙につきましては、午前9時半を第1回目の中間速報とさせていただき、以後30分ごとに行う予定でいます。

	杉並区議会議員補欠選挙につきましては、午前10時15分を、第1回目の中間速報として、以後30分ごとに、速報を行う予定でいます。また、両選挙とも、開票率が 90%を超えた時点でその後の発表については、確定時に行う予定です。 第 4 章の当選後の手続ですが、当選人への告知及び当選人の告示につきましては、選挙長から選挙結果の報告を受け次第、当選人に対して当選告知及び当選人の住所・氏名の告示を行う予定です。 当選人に対する当選証書の付与についてですが、日時・場所は、6 月 30 日火曜日、区長は午前10時から、区議会議員は午前10時30分から、杉並区役所第6会議室で付与式を実施する予定です。 第5章、各選挙における告示につきましては、杉並区役所掲示板に掲出する方法により行います。 第6章、その他としまして、項番1に選挙の規模等を参考に、掲載をさせていただいてます。前回選挙、令和4年6月執行時の数値を、参考に掲載をしております。また、前回の区長選挙及び区議会議員補欠選挙の投票率も掲載しておりますので、御参照頂ければと思います。 項番2では、この間、御説明させていただいた内容について、主要な事務日程をまとめた表を掲載いたしました。 主な事務のスタートとしましては、5月18日月曜日に立候補予定者説明会、6月1日から届出に係る事前審査を実施する予定です。選挙のお知らせの配達には、6月17日水曜日頃から、配達開始の予定です。6月20日土曜日が選挙人名簿の登録基準日及び登録日となっています。 翌21日日曜日が選挙期日の告示となっており、立候補の届出受付け、選挙公報、氏名等掲示の掲載順序を定めるくじ等を実施する予定です。22 日月曜日から期日前投票、不在者投票が開始され、翌23日に選挙公報の各戸配布を開始する予定です。 24日水曜日が、郵便による不在者投票請求期限でして、翌25日は、選挙立会人に係る届出の期限、また選任のくじを実施する予定です。 27日土曜日が期日前投票・不在者投票の期限となりまして、28日日曜日が、選挙期日（投票日）、翌29日が選挙開票日となっています。 30 日火曜日に、当選人に対して告知・告示または当選証書の付与を行い、当該選挙に係る、選挙の効力に関する異議申出期限、選挙運動費用収支報告書提出期限が 7 月 13 日月曜日、翌 14 日火曜日が当選効力に関する異議申出期限といった日程で執行計画を計画しているところです。 最後に当該選挙に係る選挙時啓発事業一覧をまとめさせていただきました。おおむねこれまでの選挙でも実施している内容と同様で、それぞれ広報に関する事業、掲出物にかかるもの、街頭啓発に係る事業内容についてまとめたものになります。また、今回の杉並区長・区議会議員補欠選挙時から、新たに実施する取組として、Web エリア広告、グーグル、ヤフーのホームページ上にバナー画像を掲載して、区内在住の若年層を対象に、投票日の周知を画面にポップアップする啓発事業の計画を立てているところです。 執行計画案、議案第25号の説明については以上となります。
委員長	引き続き議案26号もお願いします。
選挙法規担当係長	第26号につきまして、こちらは、杉並区長選挙等における選挙時登録の基準日等の告示についてで、概要としましては、先ほどの計画の中で、選挙時登録の基準日と登録日の話をさせていただいたところですが、令和8年6月20日土曜日を設定しましたので、公職選挙法施行令第14条第2項に基づきまして、

	告示をするものになります。告示文案につきましては、告示第41号になっており、基準日となる日、また登録を行う日を定めた上で、告示をするものになります。議案第26号については、以上になります。
委員長	議案第25号、26号について、御意見、御質問等ありましたらお願いたします。
島田委員	選挙運動費用支出制限額の310万、220万というのは、決められてる額ですか。
選挙法規担当係長	これは公職選定法で規定がされている内容になります。 それぞれ杉並区長選と、区議会議員選挙について、この固定費の単価の金額、が定められています。
今井委員	啓発事業ですが、参議院選の内容とほぼ一緒ですか。
局長	今回は、新しい取組としてWebエリア広告をやる予定です。従来からコンビニのレジ画面に表示を出しておりましたが、今回は、ネット上で杉並区民を対象に、バナー広告を出して啓発をいたします。
委員長	それでは、執行予定計画案について、了承ということでよろしくお願いします。それでは報告事項、9-1　9-2　9-3、についてお願いいたします。
局長	報告事項9-1で、名簿抄本閲覧状況ですが、3か月に1回公表しております。今回は、12月1日から2月28日の3か月分の閲覧状況を報告するものです。これにつきましては、区のホームページでも、閲覧状況をアップいたします。今回、32件閲覧申請があり、うち政治活動が、30件、調査会社が2件、全体で1万8,657人の件数になりました。
小井委員長職務代理	閲覧というのは、住所・氏名までですか。電話番号はないですか。
局長	電話番号はないです。選挙人名簿の情報は、住所、氏名、性別、生年月日の情報になります。
委員長	わかりました。報告事項9-2をお願いします。
次長	令和8年度当初予算(内示額)について9−2になります。令和8年度の当初予算の内示がありましたので、令和8年度と令和7年度の比較で予算項目ごとに一覧でまとめました。歳入・歳出の予算で、まず既定事業で在外選挙人名簿登録事務委託金が、令和8年度335万7,000円の歳入の予定をしております。 歳出に関しては、各予算事業別経費に分けてます。おおむね令和7年度と同額程度の予算の内示がありました。増減が多いところですと選挙サーバーの賃借料がありますが、システムの全国統一の仕様のシステム移行に順次行っており、その準備やシステムの賃借料で予算を多くとっています。 啓発に関しての活動の経費については、こちらもおおむね前年度予算とほぼ同じですが、前年と比較してマイナスの28万8000円になっております。 啓発活動経費としては、啓発活動の物品の見直しなどで、若干の減が出てきております。 次に令和8年度当初予算内示その2です。こちらは、杉並区長選挙、杉並区議会議員補欠選挙に対しての予算額になっております。参考に前回令和4年度の金額を載せておりますが、令和4年度と比べて若干、増額となっておりますが、4年前の選挙に比べて人件費や、物価の高騰の分で増えてると思います。 次に、その3になります。こちらは令和9年に、杉並区議会議員選挙を予定しており、令和9年4月執行になると思いますが、事前に、令和8年度中に契約等をしないといけないものもあるため、その分の予算を要求しております。実際この令和8年度予算だけではできないので、令和9年度用の予算要求で

	追加分を出します。令和９年度の区議会議員選挙の予算内示が出ましたら、あらためて、全体の合計額としてお示しをしたいかと思います。
委員長	報告 9-2 については、よろしいでしょうか。それでは報告 9-3 をお願いします。
局長	（報告事項 9-3 の日程表及び議題書に沿って、今後の日程を確認）
委員長	日程についてよろしいですか。質問はありますか。無いようでしたら、第９回の定例会を終了します。

回議	局　長	次　長	主　査	作成者	第９回定例会　令和８年３月２日
					会議録（案）を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式 HP へ掲載します。